

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	12	給与制度・勤務条件の見直し			
	No.	40	所管課	人事課		
実施項目名	給与制度の見直し					
現状	これまで、国、県及び地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、職員の給与制度の見直しに努めてきた。					
課題	今後も、厳しい財政状況を踏まえるとともに、国の動向等を見極めながら、市民の理解が得られる給与制度とするため、不断の見直しを行う必要がある。					
具体的な取組内容	国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、給与制度の見直しを行う。					
期待される効果	職員給与の適正化					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給与制度の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止		
28年度	中間	△	8月8日に出された人事院勧告を受け、当該内容を確認し、今後の組合交渉に向けた準備を行った。 なお、下半期のスケジュールとして、 ①10月17日【組合からの賃金確定要求書の受け取り】 ②10月25日【組合へ要求書の回答】 ③10月31日【第1回組合交渉】 を予定しており、12月議会での議決に向け、組合交渉、補正予算及び条例改正等の対応を行っていく。	
	最終	○	・職員団体との交渉を経て、本年の人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準じて、本市職員の給与改定を実施した。	
29年度	中間	△	8月8日に出された人事院勧告を受け、当該内容を確認し、今後の組合交渉に向けた準備を行った。 なお、下半期のスケジュールとして、 ①10月17日【組合からの賃金確定要求書の受け取り】 ②10月24日【組合へ要求書の回答】 ③10月30日【第1回組合交渉】 を予定しており、12月議会での議決に向け、組合交渉、補正予算及び条例改正等の対応を行っていく。	
	最終	○	・職員団体との交渉を経て、本年の人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準じて、本市職員の給与改定を実施した。	

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了・・・計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組みに要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	12	給与制度・勤務条件の見直し			
	No.	41	所管課	人事課		
実施項目名	勤務条件の見直し					
現状	これまで、国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、休暇制度等職員の勤務条件の見直しに努めてきた。					
課題	今後も、市民の理解が得られる勤務条件とするため、不断の見直しを行う必要がある。					
具体的な取組内容	国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、勤務条件（勤務時間、休暇制度、執務環境の整備）の見直しを行う。					
期待される効果	公務能率の向上					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
勤務条件の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	△	雇用保険法等の改正(H29.1.1施行)及び児童福祉法等の改正(H29.4.1施行)に併せる形で、国家公務員の育児休業法、勤務時間、休暇法の見直しが行われる人事院勧告が出されたため(8月8日)、本市も国に準じた関係条例等の改正に向けた組合交渉の準備を行った。 なお、下半期のスケジュールとして、 ①10月17日【組合からの賃金確定要求書の受け取り】 ②10月25日【組合へ要求書の回答】 ③10月31日【第1回組合交渉】 を予定しており、12月議会での議決に向け、組合交渉、補正予算及び条例改正等の対応を行っていく。
	最終	○	・国家公務員の育児休業法及び勤務時間休暇法の見直しに準じ、介護休暇の3回までの分割取得や1日2時間を上限とする介護時間制度の創設等を行うための関係条例等の改正を行い、平成29年1月に施行した。 ・また、職員の自己研さんを支援する仕組みを構築すること等を目的として、地方公務員法に規定されている「修学部分休業」「高齢者部分休業」「自己啓発等休業」「配偶者同行休業」制度を平成29年4月から導入することとし、平成29年3月に関係条例等の制定を行った。
29年度	中間	○	・病気休暇・分限休職制度について、通算判定期間(傷病が治癒したかどうかを確認する期間。期間内に再度病気休暇又は分限休職となった場合は、前後の期間を通算する。)を1年とする等の見直しを行うための条例・規則改正を行い、平成29年10月1日に施行した。
	最終	◎	・病気休暇・分限休職制度について、平成29年10月1日より施行し、制度開始にあたり各職員に制度の内容を周知し、申請の適正化を実施した。

[進捗状況の記号について]

◎:実施完了…計画最終年度(平成29年度)までの取組をすべて実施した(実施完了後、継続している場合を含む。)

○:一部実施…計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△:準備、検討…準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー:中止……取組を全面的に中止した。

得られた効果		[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)			
28年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	
29年度	効果額内訳	不要額		積算内訳(不要額)	
		必要額		積算内訳(必要額)	

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	12	給与制度・勤務条件の見直し			
	No.	42	所管課	人事課		
実施項目名	被服貸与の見直し					
現状	職員に対して、その業務の内容等を考慮して、宮崎市職員の被服貸与に関する規則の規定に基づき被服を貸与している。					
課題	貸与する被服品目については、業務内容等の変化に的確に対応して見直しを行う必要がある。また、貸与期間についても、被服の使用状況や品質の向上等を考慮して見直しを行う必要がある。					
具体的な取組内容	業務の内容、被服の使用状況や消耗度等を考慮の上、職員団体等とも協議しながら貸与する品目や期間の見直しを行う。					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の節減 ・職員の安全性の向上 					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸与品目・期間の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止	
28年度	中間	△	H28熊本地震の発生を受け、本市における大規模災害時を想定した際や職場要求の状況を踏まえ、真に必要な被服の貸与方法を検討するとともに、組合（窓口）での事前協議を行った。 下半期において、被服の総合的な見直し（現行貸与の廃止や貸与期間を延長することで財源を捻出し、業務上真に必要な新たな被服貸与や貸与期間）を組合交渉において進めていく。
	最終	○	人事給与システムを活用した被服管理により、貸与事務の軽減を図るとともに、不要な被服貸与を抑制した。 また、被服貸与のあり方について、検討を行い、平成29年度から女性事務服の休止と雨衣等の貸与期間を延長することで得た財源を用いて女性防災服等を貸与を行うこと組合と合意を得て、被服貸与規則の改正を行った。
29年度	中間	△	人事給与システムを活用し、職員に被服の希望照会をおこない、不要な被服の把握を行った。また、利用頻度が少ない被服の要望を聞き、貸与品目の内容見直しを行った。（予防衣等） 下半期においては、貸与被服の使用状況や職員の要望を聞きながら、職員団体と協議し、検討をすすめていく。
	最終	○	人事給与システムを活用した被服管理により、貸与事務の軽減を図るとともに、不要な被服貸与を抑制した。

〔進捗状況の記号について〕

◎：実施完了・・・計画最終年度（平成29年度）までの取組をすべて実施した（実施完了後、継続している場合を含む。）。

○：一部実施・・・計画最終年度までの取組の一部を実施している。

△：準備、検討・・・準備・検討段階であり実施には至っていない。

ー：中止・・・取組を全面的に中止した。

得られた効果		〔効果額〕＝不要額（取組みにより不要となった（生み出された）額）－必要額（取組みに要した額）			
28年度	貸与期間経過時等に新規貸与の必要性を確認することとしたことによる効果 【貸与しなかった被服】女性事務服、帽子、雨靴、安全靴等				
	効果額内訳	不要額	6,487 千円	積算内訳（不要額）	貸与しなかった被服 1,567件
	6,487 千円	必要額		積算内訳（必要額）	
29年度	貸与期間経過時等に新規貸与の必要性を確認することとしたことによる効果 【貸与しなかった被服】作業服、帽子、雨靴、安全靴等				
	効果額内訳	不要額	2,992 千円	積算内訳（不要額）	貸与しなかった被服 1,056件
	2,992 千円	必要額		積算内訳（必要額）	